

# 医業トピックスQA

## 今月の院長先生からの質問



Q

患者さんの一部負担金について、診療報酬の審査で、減額査定された場合、次回の来院時に患者さんへ一部負担金の差額を返還しないといけないのでしょうか？

A

患者の一部負担金については、患者から一部負担金の返還請求があった場合、医療機関はそれに応じないといけません。

ただし、返還請求があったからといってただちに「応じない」といえないという訳でもありません。それは、査定減されたことが、患者に損失を与えたとは必ずしもいえるのではなく、医師の判断によって診察を行った結果、保険請求上の解釈の違いにより、査定減された場合もあるからです。実際に投薬を行い、患者がそれを服用していれば、たとえ査定減されたとしても、処方した薬は戻すことはなく、また、患者へ損失を与えたともいえません。

患者へ査定があったかどうかは、患者負担金が1万円以上減額になる場合に限り、保険者の発行する医療費の額の通知に付記するようになっており、その通知には窓口負担金が戻ってくる可能性がありますと記されています。よって、もし患者から返還請求があった場合、医療機関が支払機関へ減額査定の特異論を唱えていない場合は「応じない」といえない可能性はあると思われます。

ただし、診療報酬算定のルールに基づかない保険請求（例えば同月に特処から特処長へ変更になった場合の特処の返金など）により、患者の一部負担金に差額が生じた場合は、自主返還の義務が生じますので注意が必要です。

## 今月の時事ニュース

### 『4段階制』 医師課税特例を存続 ～税制改正大綱を閣議決定～

政府は10日未明、2012年度の税制改正大綱を閣議決定した。医療に関する税制改正の焦点の一つだった、開業医や小規模医療機関を対象とする社会保険診療報酬の課税特例処置、いわゆる「4段階制」の見直しは先送りされた。

「4段階制」と呼ぶ特例措置は、年間の保険診療収入が5,000万円以下の開業医などが税務申告する際、実際の経費にかかわらず経費率を4段階の収入に応じて計算するもの。事務負担を減らし、医療に専念できるよう導入された。12年度税制改正大綱を策定する段階で、廃止を含めた見直し論も浮上したが、結局、「厚生労働省において適用実態を精査した上で、13年度改正で検討する」とした。

診療報酬に対する事業税非課税措置については、「地域医療を確保するために必要な措置を引き続き検討する」とし、医療法人の軽減税率についても、「13年度改正で検討する」などとして、それぞれ継続することになった。このほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の固定資産税・都市計画税の非課税措置、介護福祉士などが診療補助として行う喀たん吸引に要する費用の自己負担分を医療費控除の対象に加えた。